明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（**原子力規制委**一六）　一
○加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（**同**一七）　六
○加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（**同**一八）　三
○加工施設の性能に係る技術基準に関する規則（**同**一九）　六
○核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則（**同**二〇）　三
○試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（**同**二一）　四
○試験研究の用に供する原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（**同**二二）　八
○試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則（**同**二三）　九
○使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（**同**二四）　九
○使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（**同**二五）　一〇
○使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準に関する規則（**同**二六）　一〇六
○再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（**同**二七）　一〇八
○再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（**同**二八）　一二
○再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則（**同**二九）　二八
○第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（**同**三〇）　一三四
○廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（**同**三一）　一三五
○特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（**同**三二）　一三六
○特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則（**同**三三）　一三三
○使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（**同**三四）　一三四
〔告　示〕
○原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係告示の整備に関する告示（**原子力規制委**一七）　一三六

規　則

○原子力規制委員会規則第十六号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則を次のように定める。

平成二十五年十二月六日　原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則

（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第一条　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「掲げる原子炉」の下に「及びその附属施設」を加える。

第一条の二を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第一条の三第一項中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によって記載すること。

イ　試験研究用等原子炉施設の位置

(1)　敷地の面積及び形状（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶の総トン数及び船体の形状並びに附帯陸上施設の敷地の所在地、面積及び形状）

(2)　敷地（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、船体及び附帯陸上施設の敷地）内における主要な試験研究用等原子炉施設の位置

ロ　試験研究用等原子炉施設の一般構造

(1)　耐震構造（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、耐衝突構造）

(2)　耐津波構造（試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号）第五条に規定する津波に対して試験研究用等原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

(3)　その他の主要な構造

ハ　原子炉本体の構造及び設備

(1)　試験研究用等原子炉の炉心（以下「炉心」という。）

(i)　構造

(ii)　燃料体の最大挿入量

(iii)　主要な核的制限値

(iv)　主要な熱的制限値

(2)　燃料体

(i)　燃料材の種類

(ii)　被覆材の種類

(iii)　燃料要素の構造

(iv)　燃料集合体の構造

(v)　最高燃焼度

(3)　減速材及び反射材の種類

(4)　原子炉容器

(i)　構造

(ii)　最高使用圧力及び最高使用温度